

# 筑摩野 FC 規約

## 第 1 章 総則

(名称)

第1条 本クラブは「筑摩野 FC」(以下、「クラブ」という。)と称する。

(実施種目)

第2条 クラブは、次の種目を実施する。

- ・サッカー

(目的)

第3条 クラブは、中学生が生涯にわたりスポーツ・文化芸術活動等の活動に親しむことができる環境を整備する。

- 2 クラブの活動は、文部科学省の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」長野県の「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」および「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」に適合した活動とする。

(活動時間)

第4条 クラブの活動時間は、長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針に準じて、週当たり2日以上 of 休養日を設け、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会、コンクール、各種発表会等への参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないよう配慮するものとする。

- 2 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は、3時間程度とする。なお、大会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、参加者の負担とならないよう配慮するものとする。

(活動場所)

第5条 クラブの活動場所は、筑摩野中学校グラウンドを主会場とし、市内中学校グラウンド・その他のサッカー場においても活動する。

## 第 2 章 会員

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、クラブ加入申込書をクラブに提出し承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会費は年会費と月会費とし、会員はクラブが定める会費の金額および納入方法に沿って支払うものとする。年会費は前年度の3月末日までに納入する。月会費は、前月の

月末までに納入する。

2 会費は入会日が属する月から退会日が属する月分支払うものとする。

3 大会の参加費および遠征費や備品等の購入について、会員から別途徴収することができるものとする。

4 会費の納入が1カ月以上遅延した会員は退会対象とする。

(退会)

第8条 会員はクラブ退会届をクラブに提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員がクラブの目的や規約に違反したとき、また名誉を傷つける行為を行ったときは役員会の決議を経て除名することができる。

### 第3章 組織

(役員)

第10条 クラブは、次の役員を選任する。役員は、会員の中から選出され、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- ・会長 (青山昌史)
- ・副会長 (会員の保護者の中から2名)
- ・会計 (会員の保護者の中から6名※各学年に2名ずつ)
- ・運営委員 必要な人数 (全役員及び指導者と保護者代表が務める)

(会議)

第11条 クラブは、次の会議を置くものとする。

- ・総会 (例年5月と3月に開催)
- ・役員会 (適宜必要な事案が発生した場合など)

(総会)

第12条 通常、年2回総会(5月、3月)を開催する。時期、場所、議題等については役員会において決定する。

2 総会は、会員の3分の2をもって成立する

3 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第13条 役員会は会長が招集し、議長は副会長とする。

2 役員会は臨時総会を開催するいとまのない場合において地域クラブの目的を達成するためやむを得ないと認められるときは、総会の権限に属する事項について審議し議決することができる。

3 役員会はクラブの活動を把握し、第2条の目的が達せられるよう支援する。

4 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 第4章 指導者

(指導者の責務)

第14条 クラブの指導者は、指導者及び一社会人として、円満な人格を形成し見識を高めるため、常に自己研鑽に努め、適切な指導を行わなければならない。

- 2 競技力向上だけでなく、他校や異年齢との交流の中で、会員同士や会員と指導者等との好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、豊かな人間性の育成にも寄与しなければならない。

(指導者の資格)

第15条 指導者はクラブにおいて定める資格要件を満たす必要がある。また、大会参加にあたっては、資格を必要とする場合においては、該当資格の取得を推奨するものとする。

(指導者研修)

第16条 クラブの指導者は、研修プログラムを受講しなければならない。ただし、J S P O (日本スポーツ協会)公認スポーツ指導者資格等の有資格者でクラブが認める場合には、この限りでない。

## 第5章 会計

(会計)

第17条 クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 クラブは、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

## 第6章 事故の責任

(事故の責任)

第18条 会員はクラブの活動に際してはクラブ諸規程を遵守し、施設管理責任者及び指導者の指示に従い自己の責任において行動する。指導が適切に行われている場合は、傷害等の事故が起こってもクラブ及び指導者等に対し損害賠償を請求できないものとする。

(保険の加入)

第19条 クラブの会員および指導者はスポーツ保険に加入する。

- 2 保険加入は事務局が一括して加入するものとし、保険料は、会費をもってそれに充てるものとする。
- 3 クラブ活動中の傷害については、傷害保険の対象範囲で対応するものとする。
- 4 保険未加入者の活動中の事故については、クラブは一切の責任を負わないものとする。

## 第7章 個人情報管理

(個人情報管理)

第20条 クラブは活動における個人情報を、適切に管理し、クラブの円滑な運営を目的としたものに使用することができる。

2 クラブは、下記に示す場合を除き、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に開示又は提供をすることはできない。また、開示又は提供を行う場合は、個人情報の不適切な流出防止をはじめとする保護のための措置が、開示又は提供先において確保されるよう努める。

(1) 業務委託先、指導者等に運営上必要な範囲で開示・提供する場合

(2) 法令等により開示・提供が求められた場合

3 クラブの指導者、会員、保護者、その他クラブ関係者は、クラブの活動において知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせるなど、目的外に使用することの無いよう徹底しなければならない。また、個人情報の取扱いについても、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律 57 号）及び関係法令等を遵守し、適切に保護しなければならない。

## 第 8 章 クラブの解散・その他・細則

(クラブの解散)

第21条 クラブは、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

(その他)

第22条 この規約に定めない事項及び運営上必要な規則の変更および追加・細則は総会又は役員会の決議により定める。

(附則)

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

# 筑摩野 FC 運営方針

令和7年4月

## 1 活動目標

サッカー競技を通して、ひとりの人間として自立することや、礼儀や礼節、思いやり、協力など豊かな人間形成に努め、心身の健全な成長を目標とする。

地域に応援されるチーム・選手・指導者を目指す。

## 2 目指す生徒像

サッカーを通して、礼儀を大切にできる選手（あいさつ・感謝）

サッカーを通して、ルールを守れる選手（規律を身につける）

サッカーを通して、仲間を大切にできる選手（思いやり、コミュニケーション力）

## 3 育てたい力

ひとりの人間として、自立していくこと。目の前のことに一生懸命取り組むこと。

体を動かすことで、様々な動きを身につけること。

仲間と関わり合いながら、目標を達成しようとする力を育む。

## 4 地域クラブ活動の活動内容

### (1) 指導方針

選手の成長に応じた指導

サッカーの楽しさや魅力、価値に気づける指導

### (2) 指導者

當銀 拓也 JFA 公認 B 級コーチ、日本サッカー協会 3 級審判員

土方 寿祥 日本サッカー協会 4 級審判員

清水 翔太 JFA 公認 C 級コーチ、日本サッカー協会 4 級審判員

### (3) 適切な休養日及び活動時間の設定

通常の練習日程

①朝の部活動：活動なし

②平日の活動：月・火・木・金の放課後 2 時間以内※土日両日共に活動した場合、平日の OFF を設ける

③原則的に土日どちらか 1 日の活動（夏季大会終了までは、土日両日ありの場合もあるが、土日の活動が常態化しないようにする。）3 時間以内

④長期休業中は、オフ期間を設ける。

### (4) 大会の参加

①ユースリーグ 4 月～10 月

②中体連夏季大会 6 月～9 月（中信大会・県大会・北信越大会、全国大会）

③新人戦 9 月～11 月（MFA 杯、中信大会、チラベルト杯）

④各種大会 8 月 塩尻商工会議所会頭杯、copa de roda、大町大会

11 月 上高地ライオンズ旗

3 月 AFC 杯

※ 次の事項に当てはまることをご確認ください

次に掲げるまつチャレ（地域クラブ活動）の意義を正しく理解するとともに、勝敗などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。

#### 【まつチャレ（地域クラブ活動）の意義】

(1) 異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、人間形成に資するものである。

筑摩野FC 活動計画		支出予定
4月	1年生入会	サッカー協会登録料（1年生分）
		スポーツ保険料（全学年+指導者）
	中信1部・2部リーグ開幕	リーグ戦参加費
5月	中信3部リーグ開幕	リーグ戦参加費
6月	中信大会	参加費+プログラム代
7月	県大会	参加費+プログラム代+チーム広告費
8月	copa de roda	参加費
	大町大会	参加費
	北信越大会	別途参加費集金 参加費
	全国大会	別途参加費集金 参加費
9月	市民体育祭秋季大会	参加費
10月	市民体育祭秋季大会	
	中信大会 新人戦	参加費
11月	チラベルト杯（県大会 新人戦）	参加費
12月		
1月		
2月		
3月	筑摩野FC総会	
	3年生を送る会	
	サッカー協会チーム登録・選手登録	サッカー協会チーム登録・選手登録（新2～3年生分）